

○防衛省告示第二百十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和六年九月三日

防衛大臣 木原 稔

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべ き時期
佐多対空射撃場水域 （鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚 地先） （令和六年防衛省告示第二百二十五 号）	令和六年五月二十五日か ら同年九月十日まで	令和六年九月十一日から 同年十二月十日まで